

特別養護老人ホーム サンクスレルヒの森

(指定事業者番号 1570303717)

令和6年12月1日改定

「介護老人福祉施設サービス契約書」

介護老人福祉施設サービス契約書

指定介護老人福祉施設サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。サンクスレルヒの森（以下、「施設」という）のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護老人福祉施設サービス利用の契約を締結します。

（目的）

- 第1条 社会福祉法人みんなでいきる（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サンクスレルヒの森（以下「施設」という。）は、施設の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、その日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
- 二 施設が、利用者に対して実施する指定介護福祉施設サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」及び施設サービス計画書に基づき行います。
- 三 利用者は第17条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

- 第2条 契約期間は令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間までとします。
- 二 契約満了日の30日前までに、利用者から施設に対して、文書により契約終了の申し出がなく、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護3~5若しくは、要介護1、2で新潟県の指針による特例入所に該当すると認定された場合、契約は更新されるものとします。

（施設サービス計画の作成・変更）

- 第3条 施設は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 二 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者または代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 三 施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。
- 四 施設は、原則として6月に1回、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 五 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 施設は、介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画の作成、介護、食事、相談及び援助、社会生活上の便宜、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- ・特別な食事
- ・教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動
- ・理美容サービス
- ・感染症の予防対策

- 二 前項の他、施設は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
- 三 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者又は代理人が負担するものとします。
- 四 第1項の費用の額は別紙重要事項説明書「5 利用料等」に記載した通りです。
- 五 施設は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(利用者等への説明)

第6条 施設は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

- 二 代理人は、本契約に基づいて施設から行われる前項の説明及び報告等について、利用者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

(運営規程の遵守)

第7条 施設は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 二 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、施設、利用者又は代理人ともに遵守するものとし、施設がこれを変更する場合は、利用者又は代理人に対して事前に説明することとします。
- 三 利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができません。

(サービス利用料金の支払い)

第8条 施設は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

- 二 利用者は、要介護に応じて第4条に定めるサービスを受け、利用者又は代理人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険の自己負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を施設に支払うものとします。
- 三 第5条に定めるサービスについては、利用者又は代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

- 四 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費（おむつ代を除く）を施設に支払うものとします。
- 五 前条に定める利用料金については、利用者又は代理人が指定する送付先に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月15日までに甲に送付通知し、利用者又は代理人は、事業所に対し当該合計額を支払う事とします。
- 六 前四項に定めるサービス利用料金は1月ごとに計算し、利用者又は代理人はこれを翌月（地域ネットは20日、全国ネットは毎月27日、金融機関が休業日の場合、翌営業日）までに支払うものとします。
- 七 利用料金の受領に関わる領収書等については、利用料金のお支払いを受けた後に差し上げます。

（利用料金の変更）

- 第9条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、施設は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 二 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、利用者又は代理人に対して、変更を行う日の1月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 三 利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができません。

（施設及びサービス従業者の義務）

- 第10条 施設及び従業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 二 施設は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 三 施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 四 施設及び従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 五 施設は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 六 施設は、利用者の心身の状況等を適宜、代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度に変更された場合には、速やかに利用者又は代理人に通知することとします。
 - 七 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

（守秘義務等）

- 第11条 施設及び従業者は、指定介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者又は代理人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 二 施設は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
 - 三 施設は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 四 利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、施設が必要と認めた情報

提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第 21 条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第 12 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

二 代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、施設は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

三 利用者又は代理人は、利用者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

四 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者又は代理人と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(禁止行為)

第 13 条 利用者及び代理人は、施設内で次の各号に該当する行為してはいけません。

- 一 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- 二 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- 三 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- 四 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- 五 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力を行うこと
- 六 その他決められた以外の物の持ち込み

(損害賠償責任)

第 14 条 施設は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 15 条 施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者又は代理人が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者又は代理人が、施設又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 16 条 施設は、契約の有効期間中、地震・水害等の災害その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

二 前項の場合に、施設は、利用者又は代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第8条第6項の規定を準用します。

(契約の終了事由)

第17条 利用者は、以下の各号に該当する場合には契約を終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者又は代理人からの中途解約等)

第18条 利用者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者又は代理人は契約終了を希望する日の7日前までに施設に通知するものとします。

- 二 利用者又は代理人は、第7条第3項、第9条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 三 利用者又は代理人が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、施設は利用者又は代理人の解約の意思を確認するものとします。
- 四 前項において、利用者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意志を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 五 本条については第8条第6項の規定を準用します。

(利用者又は代理人からの契約解除)

第19条 利用者又は代理人は、施設若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める指定介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 施設若しくは従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 施設若しくは従業者が故意又は過失により利用者及び代理人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

(施設からの契約解除)

第20条 施設は、利用者又は代理人が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者又は代理人による、第8条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し1カ月以上の期間を定めて催告したにも関わらず期間内に支払われない場合
- 三 利用者又は代理人が以下内容にあたる場合は、本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
・故意又は重大な過失により施設又は従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ

た

- ・著しい不信行為を行う、施設の禁止行為を行い、改めるように告知したにも関わらず応じない場合
- ・施設の禁止行為を行い、改めるよう告知したにも関わらず、応じない場合
- ・自傷行為や無断での外出・外泊などを行い、改めるよう告知したにも関わらず、応じない場合

四 利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合

五 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院等に入院した場合

六 前項の規定による契約の終了後、退所までに施設が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者又は代理人の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第21条 本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、利用者又は代理人の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者及び代理人に対して速やかに行うものとします。

- ・適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

二 前条の規定により契約が解除され、利用者が施設を退所する場合には、利用者又は代理人の希望により、施設は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第1号から第3号に定める援助を利用者及び代理人に対して速やかに行うよう努めるものとします。

(利用者の入院に係る取り扱い)

第22条 入院期間中において、利用者又は代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を施設に支払うものとします。

二 第20条第4号による施設からの契約の解除があった場合であっても、利用者が入院後おおむね3月以内退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めるものとします。

(居室の明け渡し—精算—)

第23条 第17条により本契約が終了する場合において、利用者又は代理人は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。

二 利用者又は代理人は、契約終了日から7日間以内に利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を施設に対し支払うものとします。

三 第1項の場合に、1月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第8条第6項を準用します。

(残置物の引取等)

第24条 施設は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者又は代理人にその旨連絡するものとします。

二 利用者又は代理人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡するものとします。

三 施設は、前項ただし書の場合を除いて、利用者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても

残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は代理人に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は利用者又は代理人の負担とします。

(身元引受人)

第 25 条 代理人・身元引受人は利用者に対し、次の責任を負うものとします。

- 一 医療機関への通院、入院の際の移送・付き添い・手続
- 二 利用者の理解意思表示が困難な場合の利用者代理人としての責務
- 三 他の親族への必要な連絡
- 四 利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 60 万円の範囲で負担するものとします。
- 五 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品引き受けその他必要な措置を講じるものとします。
- 六 前各項の他、利用者の身上に関する必要な措置を講じるものとします。

(連帯保証人)

第 26 条 連帯保証人は、利用者又は代理人と連帯して、本契約から生じる利用者又は代理人の債務を負担するものとします。

- 二 前項の連帯保証人の負担は、極度額 60 万円を限度とします。
- 三 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 四 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(一時外泊)

第 27 条 利用者は、施設の同意を得た上で、おおむね 1 週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、利用者又は代理人は宿泊開始日の 7 日前までに施設に届け出るものとします。

- 二 前項に定める宿泊期間中において、利用者又は代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を施設に支払うものとします。

(苦情対応)

第 28 条 施設は、その提供したサービスに関する利用者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 29 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は利用者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

介護老人福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき事業所利用に関する契約書の説明を行い、交付致しました。

令和 年 月 日

所在地 新潟県上越市大貫2丁目16番23号
事業者名 社会福祉法人 みんなでいきる
特別養護老人ホーム サンクスレルヒの森

説明者 生活相談員 上野 雅代

私は、本書面に基づいて事業者から事業所利用に関する契約書に関する説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

住所：
契約者

氏名：

住所：
署名代行者

氏名：

(続柄)

住所：
身元引受人

氏名：

(続柄)

住所：
連帯保証人

氏名：

(続柄)